

## 館林市土砂等による埋立て等の規制に関する条例のあらまし

◆令和7年5月26日から、市内において面積が500m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満の埋立て等を行おうとするときは、原則として群馬県の許可が必要になるとともに、市への届出が必要となります。

### 用語の意味

- 土砂等…土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物を除く）
- 埋立て等…土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積（製品の製造又は加工のための原材料の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を除く）
- 埋立等区域…土砂等による埋立て等を行う区域
- 小規模埋立等事業…埋立等区域以外の場所から排出され、又は採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立等区域の面積が500m<sup>2</sup>以上3,000m<sup>2</sup>未満であるもの

### 1 規制の背景

市民の生活環境の保全と土砂災害の発生を防止するため、「館林市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」を制定し、平成30年1月から埋立て等の行為を規制してきました。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土砂災害を受けて、危険な盛土等を包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が施行され、群馬県においては令和7年5月26日から規制が開始されます。

### 2 埋立て等をする際に必要なことは？

一定規模以上の埋立て等を行う場合は、盛土規制法に基づく群馬県の許可が必要となります。合わせて、土砂等の搬入計画、性状等について、市へ届出を行う必要があります。

### 3 禁止される埋立て等とは？

土壤基準に適合していない土砂等による埋立て等を行ってはいけません。なお、「土壤基準」とは、環境基本法で定められている土壤の汚染に係る環境基準であり、有害な29項目の物質の濃度の基準です。

## 土砂等による埋立て等



【盛土規制法に基づく許可申請については、群馬県へ照会してください】

### ※ 例外的に届出が不要なもの

- ①宅地造成その他の事業の工程の一部において行う土砂等による埋立て等であって、当該事業を行う区域において、当該区域から排出され、または採取された土砂等によるもの
- ②国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等による埋立て等
- ③他の法令または条例の規定による許可その他の処分による土砂等による埋立て等であって規則で定めるもの
- ④この条例若しくは法令等またはこれらに基づく命令その他の処分による義務の履行に伴う土砂等による埋立て等
- ⑤非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- ⑥運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等
- ⑦主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等

## 4 小規模埋立等事業の流れ

※事前に、盛土規制法に基づく許可申請について群馬県へ確認してください。

### 搬入計画 届出提出

所定の様式に関係書類を添付して提出してください。

#### 【法人申請の場合の主な添付書類】

- 位置図、見取図 ○法人の登記事項証明書 ○土地の登記事項証明書
- 不動産登記法第14条第1項に規定する地図の写し又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し ○現況平面図、現況断面図、面積計算書
- 計画平面図、計画断面図 ○土砂等の予定容量計算書

### 搬入届 提出

搬入計画の届出後、土砂等を搬入する際は、①搬出場所ごとに、および②同一の搬出場所から搬入する量が5,000m<sup>3</sup>を超えるごとに、搬入しようとする日の10日前までに所定の様式に関係書類を添付して提出してください。

#### 【主な添付書類】

- 土砂等排出元証明書 ○土壤検査の試料を採取した位置図、現場写真
- 検体資料採取調書 ○土壤検査証明書

### 事業開始

事業開始後は、以下の手続き等が必要です。

#### 【土壤検査・水質検査の実施】

6か月ごとに、また搬入された土砂等の量が5,000m<sup>3</sup>を超えるごとに土壤検査を実施し、排出水がある場合はその水質検査を実施し、検査実施後30日以内に市長に結果を報告してください。  
(検体資料の採取には、市職員が立ちあいます)

#### 【変更許可届】

事業内容を変更しようとするときは、変更しようとする10日前までに、また、軽微な変更を行ったときは、14日以内に市長に届け出てください。

### 事業完了

事業を完了し、または廃止したときは、10日以内に市長に届け出てください。  
また、市職員立会いのもとで土壤検査を実施してください。

## 5 土砂等を輩出する事業者のかたへ

土壤の汚染を生じさせるおそれのある土砂等が拡散するのを防止するよう努めるとともに、排出する土砂等による埋立て等が適切に行われるよう、埋立て等を行う事業者に協力してください。

## 6 土地の所有者のかたへ

埋立て等を行う事業者に自分の土地を提供するときは、土壤の汚染を生じさせるおそれがないことを十分確認したうえで提供してください。また、埋立て等の状況を十分把握し、異常や不審な点に気付いたら、直ちに市に通報してください。

## 7 刑罰が科されることがあります

- ◆ 措置命令違反  
⇒ 2年以下の拘禁又は100万円以下の罰金
- ◆ 搬入禁止命令違反、改善命令違反、事業停止命令違反  
⇒ 1年以下の拘禁又は100万円以下の罰金
- ◆ 搬入計画事前届出義務違反、搬入届事前届出義務違反、土壤検査義務違反等  
⇒ 50万円以下の罰金
- ◆ 軽微変更届出義務違反、書類等保存義務違反  
⇒ 30万円以下の罰金

### 問い合わせ先

館林市 市民環境部 地球環境課 環境保全係

☎ 0276-47-5125（直通）

mail [kankyo@city.tatebayashi.gunma.jp](mailto:kankyo@city.tatebayashi.gunma.jp)